

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 12 件

近畿（京都）国民年金 事案 6532

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私が20歳になった頃に、母の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に勧められて国民年金に加入した。

国民年金保険料については、その当時、家業を手伝っており、集金人が来たときに、事業所に居合わせた母か私かのどちらかが、事業所の売上金の中から母と私の二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料も集金人に納付したと思うが、40年も前のことであり記憶は明確でなく、集金人に納付したのでなければ納付書で納付したかもしれない。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日が昭和48年10月24日と記載されていることから、申立人の国民年金への加入手続は、同年10月頃に行われたものと推認され、この場合、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、オンライン記録によると、申立人については、申立期間以外に未納が無く、申立期間当時、国民年金保険料を一緒に納付していたとされる申立人の母についても、申立期間を含む前後の期間について納付済みであり、申立人及びその母の納付意識の高さを考えると、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は、20歳になったとき、母に勧められてA県B市C区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に、平成5年4月から就職が内定していることを担当者に伝えると、納付が必要な申立期間の国民年金保険料として3万円前後の金額を示されたことを覚えている。

母は、申立期間の国民年金保険料について、時期は定かではないが送付のあった納付書を使用して、勤務先近くの銀行において、私の保険料を納付したはずであると言っているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳管理簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において平成5年4月9日に払い出されている上、オンライン記録及び申立人の手帳記号番号前後の被保険者に係る同市の国民年金保険料収滞納一覧表から、申立人は同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人の陳述と符合する。

また、申立人の母親は、「自宅に送付のあった納付書を使用して、勤務先近くの銀行において、申立人の国民年金保険料を納付した。」旨陳述しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、平成5年7月7日に社会保険事務所(当時)において、申立期間の保険料の納付が可能な過年度納付書が作成されていることが確認できることを踏まえると、当該納付書を使用して、申立人の母親が申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、A県B市C区において事業所を開業しており、自宅に送付のあった納付書を用いて、D銀行（現在は、E銀行）F支店の窓口で国民年金保険料を納付していた。

これまでに国民年金保険料及び国民健康保険料の納付が遅れたこともあったが、その都度、自宅に送付のあった納付書で納付していたので、申立期間の保険料も未納のままにしておくことはないと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、G県H町において昭和45年11月21日に払い出されており、オンライン記録によると、申立人は、平成15年6月までの約33年間、申立期間を除き国民年金保険料を納付している。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間の年度となる昭和53年度の欄に「54 催」の押印が確認でき、申立人に対して、申立期間の過年度納付書が発行されていたことが推認できる。

さらに、申立人は、「国民年金保険料及び国民健康保険料の納付が遅れたこともあったが、その都度、自宅に送付のあった納付書で納付していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間後において、3度、いずれも申立期間と同じ年度末の時期の国民年金保険料を、翌年度の7月までに過年度納付していることが確認でき、申立人は早期に保険料の未納を解消しようと努力していたことがうかがえる上、当該期間は3か月と短期間である。

これらの状況を踏まえると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月23日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。異動はあったが、申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務し（A社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和41年8月23日であることを踏まえると、同日までは同社本社において被保険者資格を継続すべきであったと考えられることから、申立人の同社本社における資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A事業所における資格喪失日は昭和20年5月31日で、同事業所は、同年8月30日に同年5月31日付け認定喪失の手続を行った記録が確認できるとの回答を受けた。しかし、同事業所は同年8月31日まで操業しており、私は当該期間も引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述により、申立人が昭和20年8月15日までA事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A事業所に係る事業所記号簿及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、「20.5.31 認定廃止（20.8.30）」と記されていることから、同事業所は昭和20年5月31日付けで、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理が行われたことがうかがえるところ、年金事務所は申立人に対し、「A事業所は、昭和20年5月31日付けとして、同年8月30日に認定喪失の手続を行った。」旨文書で回答している。

しかし、前述の元同僚が、「A事業所は終戦と同時に解散した。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人及び当該同僚を含む25人の被保険者について、資格喪失日が空欄となっている上、そのうち3人については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日欄には昭和20年8月30日と記録されていることから、社会保険事務所（当時）における

年金記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

また、前述の元同僚の陳述により、申立人は少なくとも終戦日である昭和20年8月15日まではA事業所に勤務し、同事業所は同日時点において、厚生年金保険の適用事業所としての事業実態があったと考えられることから、社会保険事務所が、同年8月30日に同年5月31日まで遡って、同事業所を適用事業所ではなかったとする手続を行い、当該手続に伴って、申立人の被保険者資格を同日に遡及して喪失させる処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効なものとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同事業所が解散したと考えられる終戦日の翌日の昭和20年8月16日とするのが妥当である。

また、昭和20年5月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る前述の被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月16日から同年9月1日までの期間について、申立人は、「A事業所には、昭和20年8月31日まで勤務した。」と申し立てているが、前述のとおり、元同僚が「A事業所は終戦と同時に解散した。」と陳述しており、このほかに、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、これらをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を18万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

年金記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A金融機関から提出された申立人名義の預金口座取引記録、複数の元同僚から提出されたB社発行の賞与支給明細書を検証した結果及び当該元同僚の陳述から判断すると、申立人は、平成16年12月10日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（18万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 29 日は 15 万円、16 年 12 月 29 日は 17 万円、19 年 12 月 29 日は 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 19 年 12 月

年金事務所から同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ文書が届いたことにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日について、A社の会計責任者は、「毎年、冬の賞与は年内最終営業日である 12 月 29 日に手渡しで支給している。最終営業日は、土曜日でも営業している。」旨回答していることから、申立期間①、②及び③の賞与支給日をいずれも当該年の 12 月 29 日とすることが妥当である。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の賞与支払明細書に記されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 29 日は 15 万円、16 年 12 月 29 日は 17 万円、19 年 12 月 29 日は 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から同年10月1日まで
② 平成9年10月1日から13年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた額よりも低額になっていることが分かった。

給与支払明細書（写し）を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「給与支払明細書の記載どおりの厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付したはずである。」旨陳述しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②のうち、平成9年10月から同年12月までの期間、10年11月から12年10月までの期間、同年12月及び13年2月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間②のうち、給与支払明細書の無い平成10年1月から同年10月までの期間、12年11月、13年1月、同年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票及び当該期間の前後の期間に係る給与支払明細書から推認できる厚生年金保険料の控除額並びに申立人に係る雇用保険の基本手当の受給記録から判断すると、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「給与支払明細書の記載どおりの厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付したはずである。」旨陳述しているものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、給与支払明細書及び源泉徴収票で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14124

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月を16万円、同年8月及び同年9月を19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで

年金事務所からの照会文書により、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、昭和54年10月23日と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる同年11月27日の受付により（処理日は不明）、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正され、同年8月1日付け随時改定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者の資格喪失日についても、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正

されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月は、同年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から16万円、同年8月及び同年9月は、当該名簿において取消処理されている同年8月1日付け随時改定の記録から19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から同年6月1日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

昭和28年1月5日にA社本店で採用された後、同社B支店の開設に伴って同支店に転勤し、29年1月*日に結婚のため退職するまでC職として勤務した。

正確な転勤の時期は分からないが、申立期間も継続してA社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算法人から提出された同社に係る人事記録、元同僚から提出された辞令の記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年4月23日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年6月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないが、元同僚の一人が「申立期間当時、A社B支店ではC職において残業時間及び出退勤管理を行い、データを取りまとめて同社本店に送付していたと思う。」と陳述していることから判断すると、同社B支店が適用

事業所となるまでの間の厚生年金保険料の控除は、同社本店において行われていたと考えるのが相当である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和28年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成11年にA社（当時は、D社）が経営破綻している上、同社の清算法人は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月1日から同年11月1日まで
② 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

夫は昭和36年2月にA社に入社し、平成8年12月4日まで継続して勤務していたのに、年金事務所の記録によると、途中の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

調査の上、申立期間①及び②を夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びにB社の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人がA社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和43年7月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録によると、B社は昭和43年11月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっており、申立期間①には適用事業所ではないが、同社の元事業主が、「A社及びB社は関連会社であり、従業員はその所属先に関係なく、当該2事業所がそれぞれ経営する事業所に勤務していた。また、当該2事業所の給与計算はいずれも私の自宅で行っていた。」旨陳述していること、並びにA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の双方に厚生年金保険の加入記録が有る同僚の一人が、「所属が変更したという意識は全くなく、書類上の異動だと思う。所属に関係なく状況に応じて勤務場所が変わったが、仕事内容及び勤務形態に変更はなかった。給与はA社の事業主（B社の元事業主の夫）から渡されていた。」旨陳述していることから判断すると、B社が適用事業所となるまでの間の厚生年金保険料の控除は、A社において行われていたと考えるのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社はいずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該2事業所の実質的経営者だったとされるA社の事業主は死亡している上、B社の元事業主も「資料が何も残っておらず、不明である。」旨陳述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録並びにB社の元事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年10月1日にB社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和47年8月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、前述のB社の元事業主は、不明と陳述しているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和31年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月30日から同年7月20日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間当時の昭和31年5月に会社の合併等があり、勤務場所がC県D市E区から同市F区内の建物に移ったが、36年に退職するまで空白無くG社H支社（適用事業所名はA社B支社）に勤務した。

当時の給与明細などの資料は残っていないが、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

I社（当時は、J社）の回答並びにA社B支社における元上司及び複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、I社が、「申立期間も途切れることなく、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。」旨陳述しており、前述の元上司も、「申立期間当時、給与及び社会保険事務は支社ごとに行っていたので、申立人はA社B支社から継続して当該期間に係る給与を支払われ、給与から保険料を控除されていたと思われる。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和31年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん定期便により、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

私は、人事により、平成8年1月から同年3月末までの3か月間、A事業所に在籍し、同年4月1日付けで、他事業所に異動した。

A事業所発行の給与支給控除一覧表を見ると、上記期間に係る給与から3か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答、申立人提出の給与支給控除一覧表、平成8年分給与所得の源泉徴収票、C事業所発行のD資料及び同事業所が保管する申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間もA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所が申立人の資格喪失日を誤って平成8年3月31日として届け出たと思われると回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格喪失日に係る記録を昭和25年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月30日から同年11月1日まで
② 昭和32年3月18日から同年5月1日まで

申立期間①は、A社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A社B支所）でD業務に従事していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和24年2月から26年3月までは、ずっとA社で仕事していたと思っていたのに、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無く、また、今回申立てはしないが、昭和25年11月からはE社の被保険者となっている。

申立期間②は、F市のG社の工場内でH職として勤務し、I社（現在は、J社）から給与をもらっていたはずなのに、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

なお、昭和30年9月1日にK社（現在は、L社）に入社した後、最初の2年間ぐらいは同事業所名義の給料だったものが、勤務場所及び業務内容に変化がないまま、いつの頃からかI社としてもらうようになった。

いずれにしても、申立期間①及び②とも、その前後を通じて継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支所及びE社の複数の同僚の陳述、M資料

及びN資料の記載内容から判断すると、申立人が当該期間においてA社B支所に継続して勤務していたと推認できる。

また、A社B支所及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①と同じ期間が空白期間となっている同僚の一人から提出された給与明細書を見ると、当該空白期間の給与から従前と同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述のM資料及びN資料において、A社の事業所は昭和25年9月末をもって組織変更する旨記載されているが、前述の給与明細書を見ると、同年10月分給与までは従前と同じ様式の明細書が使用されていることから、申立期間①もA社B支所においてそれまでと同様の給与支給事務が行われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支所における昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支所は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、L社が保管する人事記録には、申立人が昭和32年3月3日に退職した旨記載されていることから、同社は「申立人は申立期間②において既に退職しており、K社には勤務していない。」と陳述している。

また、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に被保険者記録が有る者のうち、回答のあった複数の同僚は、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、I社については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年5月1日に、申立人と同様に被保険者資格を取得している同僚の一人が、「申立人は私が就職した時には既にI社に勤務していた。」旨陳述していることから、申立人は、時期は不明であるものの、同事業所が適用事業所となった日以前から同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、前述のとおり、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭

和 32 年 5 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所ではない上、J 社は、「申立期間②当時の人事記録及び賃金台帳は保存しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、前述の I 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者のうち、回答のあった複数の同僚は、いずれも申立人の入社時期及び保険料控除の状況は不明である旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年3月29日は17万1,000円、19年3月29日は18万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月29日
② 平成19年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年3月29日は17万1,000円、19年3月29日は18万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録を見ると、当該期間について、A社から提出された同僚対象者リスト（賞与が支払われた従業員リスト）に記載されている従業員全員の賞与の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで
② 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、所持している給料支払明細書の支給額と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答、C企業年金基金の加入記録及び元同僚の申立期間に係る給与明細書などから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和55年11月1日にA社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和55年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社B事業所における資格喪失日は昭和55年10月1日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から同年11月1日まで

夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫は申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答、C企業年金基金の加入記録及び元同僚の申立期間に係る給与明細書などから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和55年11月1日にA社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和55年10月の厚生年金基金の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社B事業所における資格喪失日は昭和55年10月1日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしているこ

とから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月21日から同年10月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出のあった昭和37年8月21日付け社員人事名簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年8月*日に合併によりA社となる前のB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間であるものの、商業登記簿によると、同社は同年6月*日に設立されている上、上記の社員人事名簿において、18人の従業員の名前が確認できることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月21日から同年10月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出のあった昭和37年8月21日付け社員人事名簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年8月*日に合併によりA社となる前のB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間であるものの、商業登記簿によると、同社は同年6月*日に設立されている上、上記の社員人事名簿において、18人の従業員の名前が確認できることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年11月から19年4月までは14万2,000円、同年5月から20年6月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から20年7月1日まで

年金事務所に年金の記録照会を行ったところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与支給額と大幅に相違していることが判明した。申立期間当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給料台帳において確認できる報酬月額から、平成18年11月から19年4月までは14万2,000円、同年5月から20年6月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの標準報酬月額を届け出たとしているものの、上記の給料台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準

報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料台帳で確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年4月から同年7月までは30万円、同年8月は24万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月から15年2月までは30万円、同年3月は24万円、同年4月から16年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から17年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から18年1月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額の半分程度に記録されている。
申立期間の給与の振込額が確認できる預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は申立期間の給与明細書を所持しておらず、A社は平成18年より前の賃金台帳等の資料は紛失していると回答している。

しかしながら、B市から提出された申立人に係る平成15年分、16年分及び17年分の「給与支払報告書」により確認できる社会保険料控除額は、申立期間より前の13年5月から14年3月までの標準報酬月額30万円を基に計算し

た保険料控除額及びオンライン記録で確認できる申立期間の標準賞与額を基に計算した保険料控除額の合計額と符合する。

また、申立人に係る平成14年分の課税資料等は確認できないものの、申立人と同様に、同年4月から標準報酬月額が減額訂正されている複数の同僚の給与明細書によると、いずれも同年4月以後も減額される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間の報酬月額は、申立人が給与の振込先として利用していた銀行の預金通帳（写し）によると、申立期間の給与振込額が、オンライン記録の標準報酬月額である16万円以上であることが確認できるとともに、当該振込額に、上述の標準報酬月額（30万円）に基づく健康保険料額、厚生年金保険料額及び給与振込額から少なくとも給与から徴収されていたと推認できる源泉所得税額等を合計した額以上であったことが推認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成14年4月から同年7月までは30万円、同年8月は24万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月から15年2月までは30万円、同年3月は24万円、同年4月から16年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から17年12月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額についての届出の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成5年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月24日から6年1月1日まで

夫は、平成4年12月から13年7月までの期間、継続してB社及びA社に勤務したが、B社からA社に転籍となった際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成5年8月24日である上、申立人に係る申立期間当時の雇用保険の被保険者記録がA社で確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等検索簿によると、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時使用されていた従業員が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

被保険者記録照会回答票によると、私の国民年金の被保険者記録は、昭和59年10月1日に資格を喪失し、60年4月24日に再度、資格を取得したとされている。

しかし、私は会社を退職した昭和58年9月1日に国民年金被保険者資格の取得手続を行って以降、61年4月1日に第3号被保険者への種別変更の手続を行うまで、自ら国民年金被保険者資格の喪失及び取得の手続を行った覚えは無く、継続して国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金の被保険者期間でなく、国民年金保険料の納付済期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格の喪失及び取得の手続を行った覚えは無いとしているが、A県B市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間に係る資格喪失欄に「夫共済有」、また、同じく取得欄に「夫共済有本人申出」、さらに、備考欄にも申立人の夫の職業を示す事跡が確認できるところ、これらの事跡内容は、申立人又はその夫が被保険者資格の喪失及び取得に係る届出の手続を行わない限り、市役所が知り得ない情報である。

また、前述の被保険者名簿の当該事跡について、B市は、「当市への転入手続後の昭和59年10月に、申立人が被用者年金被保険者の配偶者であることを確認の上、国民年金の資格喪失手続を行ったことを記したものと推測され、届出無しに市が当該資格喪失の事務処理をすることは考えられない。」旨回答している。

さらに、前述の事情に加え、申立人のB市直後の住所地であるC県D市の申

立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳にも、前述のB市の申立人の被保険者名簿に記されている申立期間に係る喪失及び取得の記録同様、申立人が昭和59年10月1日に被保険者資格を喪失し、その後、改めて60年4月24日に任意加入した記録が確認できる上、申立人の夫は共済組合の組合員であり、これらのことを踏まえると、申立期間は任意加入期間の未加入期間であり、当該任意加入時点において、制度上、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

加えて、申立人は、昭和59年6月27日及び同年10月19日に国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できるものの、これらは同年4月から同年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の保険料であり、このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの期間及び57年10月から平成8年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年12月まで
② 昭和57年10月から平成8年5月まで

申立期間①について、昭和47年3月頃に会社を退職後、私がA県B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

加入後、申立期間①の国民年金保険料については、私がB市役所又は銀行の窓口で夫婦二人分を定期的若しくは一括で納付した。

申立期間②について、時期は定かでないが、融資の相談をC業務会社及び銀行の各担当者にしたところ、「D種融資を申し込むに当たっての要件は、返済が終わるまで、国民年金保険料を継続して納付することである。」と言われたことを覚えているので、申立期間②の保険料を間違いなく納付したはずである。

また、申立期間②に係る夫婦二人分の国民年金保険料については、D種融資金を返済していた銀行の私名義の預金口座からの口座振替又は私がB市役所若しくは銀行の窓口を通じて定期的若しくは一括により納付した。

それなのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間①に係る加入手続は、この手帳記号番号の払出しの頃に行われたものと推認できるが、このことは申立人が47年3月頃に会社を退職後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続が行われた時点において、申立期間①のう

ち、過半の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、納付できない期間の保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C業務会社及び銀行にD種融資の相談をした際に、各担当者から、D種融資は借入金の返済終了まで国民年金保険料を継続して納付することが貸付要件であると言われたのを覚えているので、保険料の未納は無いと申し立てしているところ、返済終了まで保険料を納付することはD種融資の貸付要件ではない上、融資の事実のみで申立期間の保険料納付を裏付ける事情にはなり得ない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、申立人名義の銀行口座から口座振替により納付又は自身がB市役所若しくは銀行の窓口で納付したと主張するものの、納付時期及び納付方法等についての記憶は明確でなく、当時の具体的な状況が不明である上、申立人が陳述する複数の金融機関に申立人の口座取引履歴及び納付記録を照会したが、既に保存期限が経過しているため、申立期間②に係る申立人の国民年金保険料の振替記録及び納付記録は確認できない。

さらに、申立期間①は3年9か月、申立期間②は13年8か月と長期に及び、いずれもこれほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの期間及び57年10月から平成8年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年12月まで
② 昭和57年10月から平成8年5月まで

申立期間①について、昭和47年3月頃に夫が会社を退職後、夫がA県B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

加入後は、申立期間①の国民年金保険料については、夫がB市役所又は銀行の窓口で夫婦二人分を定期的若しくは一括で納付した。

申立期間②について、時期は定かではないが、夫が融資の相談をC業務会社及び銀行の各担当者にしたところ、「D種融資を申し込むに当たっての要件は、返済が終わるまで、国民年金保険料を継続して納付することである。」と言われたことを覚えているので、夫が申立期間②の保険料を間違いなく納付したはずである。

また、申立期間②に係る夫婦二人分の国民年金保険料については、D種融資金を返済していた銀行の夫名義の預金口座からの口座振替又は夫がB市役所若しくは銀行の窓口を通じて定期的若しくは一括により納付した。

それなのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間①に係る加入手続は、この手帳記号番号の払出しの頃に行われたものと推認できるが、このことは申立人の夫が47年3月頃に会社を退職後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち、過半の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、納付できない期間の保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含め各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の夫は、C業務会社及び銀行にD種資金融資の相談をした際に、各担当者から、D種融資は借入金の返済終了まで国民年金保険料を継続して納付することが貸付要件であると言われたのを覚えているので、保険料の未納は無いと申し立てしているところ、返済終了まで保険料を納付することはD種融資の貸付要件ではない上、融資の事実のみで申立期間の保険料納付を裏付ける事情にはなり得ない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、申立人の夫名義の銀行口座から口座振替により納付又は申立人の夫がB市役所若しくは銀行の窓口で納付したと主張するものの、申立人の保険料の納付を担っていたその夫の納付時期及び納付方法等についての記憶は明確でなく、当時の具体的な状況が不明である上、申立人の夫が陳述する複数の金融機関に申立人の夫の口座取引履歴及び申立人の納付記録を照会したが、既に保存期限が経過しているため、申立期間②に係る申立人の国民年金保険料の振替記録及び納付記録は確認できない。

さらに、申立期間①は3年9か月、申立期間②は13年8か月と長期に及び、いずれもこれほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

私は、会社を退職後、A県B市役所C課で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付について、亡くなった母が納付してくれたので、具体的な納付方法は分からないが、当時、母から私の年金及び税金は、完納していると聞いている。

また、昭和54年11月にD機関で勤務するようになってから、家族を含め、国民年金保険料及び税金について、未納・滞納・催告が無いことをB市役所で確認しており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母が納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、B市において、昭和53年6月に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、当該期間の保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の納付書の様式等、保険料納付に関することは覚えていないとしており、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、既に死亡していることから、過年度保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできない上、申立人は加入手続時にB市役所の窓口で納付書をもらっていないとしているなど、当該期間の保険料を過年度納付していた形跡は見当たらない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の記録は国民年金保険料の未納を表わす「ミ」となっており、オンライン記録と

一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6539

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年3月まで

昭和54年4月に結婚したときは、事業所の開設準備のため無職だったことから、妻が厚生年金保険に加入していたこともあり、国民年金には任意加入しなかったが、55年9月に妻が会社を退職したことから、翌月に妻がA県B市役所に出向き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。

加入当初は、自身の事業所を開設した直後であり、国民年金保険料を納付できなかったが、経営状況が良くなった昭和56年4月からは、妻がB市役所から送付のあった納付書に現金を添えて、毎月、夫婦二人分をC銀行D支店（現在は、E銀行F支店）において納付したはずであるが、金額については覚えていない。

また、申立期間の領収証書については、国民年金保険料を銀行窓口で納付したときにももらったが、二度の転居で処分してしまい残っていない。

平成9年2月頃にしばらく仕事ができなかったため、国民年金保険料を納付することができず未納が続いたが、10年5月頃、G県H市I職員のJ氏から、保険料の免除申請を勧められた。

その際、当該I職員から夫婦共に過去の未納期間の指摘を受けたが、事実と違う旨を伝えたところ、妻については、納付記録が見付かり記録が訂正されたが、私の記録については見付からず未納のままであるとの回答があり、「手書きで管理していた記録をコンピューター化した際に、入力間違いがあったのかもしれない。」と言われたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年10月頃、妻がB市役所で夫婦の国民年金に係る加

入手続を一緒に行い、56年4月の国民年金保険料から夫婦二人分を銀行で納付した。」と申し立てている。

しかしながら、申立人及びその妻に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、i) 申立人は、昭和63年3月30日に国民年金の加入手続を行っており、住所欄の最初には同日から居住していたと陳述する住所が記載されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の住所欄の最初の記載と一致すること、ii) 申立人の妻は、56年8月10日に同市において、国民年金の加入手続を行っており、住所欄の最初に、結婚（婚姻日は昭和54年4月*日）した54年3月*日から居住していたと陳述する住所、二番目に、申立人の住所欄の最初の記載と同じ住所が記載されている上、当該住所変更日は、申立人の国民年金の加入手続日（昭和63年3月30日）と同日であることが確認でき、当該被保険者名簿の住所欄の記載は、申立人の妻が所持する年金手帳の住所欄の記載と一致すること、iii) 申立人及びその妻が同日に国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号は、通常、連番による払出しとなるが、申立人及びその妻の手帳記号番号は、2万番近くも違うことなどから判断すると、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の申立人の加入手続時点（昭和63年3月30日）では、申立期間のうち、昭和56年4月から60年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、61年1月から62年3月までの保険料は過年度納付、同年4月から63年3月までの保険料は現年度納付することが可能であるが、申立人から、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したとする陳述は無く、上記被保険者名簿においても、申立人が申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は7年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、また、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

なお、H市I職員の発言について、同市は、当該I職員は既に退職しているため、詳細は不明であるとしており、具体的な指導内容を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から48年3月まで

私は、20歳になってからもしばらく国民年金に加入していなかったが、A県B市の市報誌により、遡って国民年金保険料を納付できることを知ったことから、昭和48年5月頃に妹と一緒に同市役所に出向き、国民年金の加入手続きを行い、20歳からの未納保険料を納付したい旨を告げると、金額が記載された用紙を交付してくれた。

その翌日だったと思うが、申立期間の国民年金保険料を納付するために、妹と一緒にC銀行D支店（当時）へ行き、B市役所で交付された用紙を提出すると別の用紙で納付するように言われたことから、当該用紙で納付した。

まとめて国民年金保険料を納付したのはこの1回だけであり、その際に受け取った領収証書は紛失してしまったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和50年11月11日に払い出されていることが確認でき、当該払出時期からみて、申立人は、当時行われていた第2回特例納付により申立期間の保険料を全て納付することが可能であるものの、申立人が申立期間の保険料を遡って納付したとする48年5月頃は、特例納付の実施時期ではないことから、申立期間のうち、大部分は時効により保険料を納付することはできず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持しているB市役所で交付されたとする金額が記載された用紙は国民年金保険料の納付書（国庫金）であり、申立人は、C銀行D支店において、当該納付書を持参した際に別の用紙で申立期間の保険料を納付

したと陳述しているが、同行は、「国庫金の納付書を持参した者に対し、別の納付書を作成することはない。」旨回答しており、申立内容と符合しない上、当該納付書を見ると、「附 18 条」と印刷され、記載された保険料額及び納期限（昭和 50 年 12 月 31 日）から、第 2 回特例納付（実施期間は、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）のために作成された納付書と推認されるが、「納付書・領収証書」、「領収控」及び「領収済通知書」は全て残存しており、領収日付印の欄に領収印は確認できない。

さらに、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、オンライン記録によると、申立人と一緒に国民年金保険料を遡って納付したとするその妹も、昭和 44 年 5 月から 48 年 3 月までの保険料は未納とされている上、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から59年3月まで

私は、昭和50年8月頃、A県B市の実家に国民年金の加入を勧める書類が届いたが、すぐに加入手続をせず、母が51年3月頃に初めて加入手続を行い、未納であった50年8月から51年3月までの国民年金保険料をまとめて納付してくれたと思う。

申立期間のうち、私が結婚する直前の昭和52年1月頃までの国民年金保険料は、母が、毎月集金に来ていた実家の地域のC組織員（氏名不明）に、母の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間のうち、昭和52年1月の結婚後の国民年金保険料については、家計を任せていた妻が、毎月集金に来ていた地域のC組織員（D氏）に夫婦二人分と一緒に納付していたが、その役員は既に死亡していることから、話を聞くことができない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が結婚する直前の昭和52年1月頃までの国民年金保険料は、母が、毎月集金に来ていた実家の地域のC組織員に、母の保険料と一緒に納付してくれていたはずであり、結婚後の保険料については、妻が、毎月、集金に来ていた地域のC組織員（D氏）に夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況から、B市において昭和59年7月頃に行われたものと推認できる上、申立人が加入手続を行ったと陳述する51年3月当時における別の手帳記号番号の払出しにつ

いて、国民年金手帳記号番号払出簿の視認及びオンライン記録による各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が陳述する国民年金の加入時期についての申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続（昭和 59 年 7 月）の時点では、申立期間のうち、一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、当該期間の保険料納付を担っていた申立人の妻は、地域の C 組織員に毎月納付していたとしており、過年度納付をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

なお、申立人の申立期間直前の昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月までの期間については、日本年金機構において、B 市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄の記載に基づき平成 22 年 7 月 12 日付けで、納付済期間として記録が追加されているところ、同名簿の納付記録欄を見ると、申立期間については未納を示す空欄となっており、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人の婚姻後の国民年金保険料の納付について、申立人及びその妻に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の妻には、「E 会扱」「D」と記載されており、D 姓の集金担当者が妻の保険料を収納していたことが推認できる一方、申立人には、「E 会扱」「D」の記載は見当たらず、加入手続の行われた昭和 59 年 7 月から口座振替による保険料納付を開始していることが確認できる上、昭和 57 年度から平成元年度までのうち、申立人及びその妻が所持する一部の期間の領収証書（夫婦合計で 21 枚）を見ても、申立人については、昭和 60 年 4 月以降の口座振替による領収証書であることから、平成元年度までの夫婦の保険料の納付方法は相違していたものと推認できる。

加えて、申立人及びその妻のオンライン記録によると、申立期間後の昭和 60 年 4 月から平成 2 年 1 月にかけて、夫婦の国民年金保険料の収納年月日が相違していることが確認できる。

これらのことから、申立期間のうち、婚姻後の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする事情は見当たらない。

また、申立期間は 8 年と長期間である上、申立人は直接申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、その親族からも申立期間当時の保険料の納付をめぐる新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年8月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年8月まで
② 昭和53年12月

私の母は、大変^き几帳面^{ちようめん}な性格であり、私が大学を卒業する前から、何かに付け国民年金は大事だと話をしており、卒業した昭和53年4月頃にA県B市C区役所へ行き、国民年金の加入手続を行ってくれた。

私のD職の臨時採用の辞令が昭和53年9月1日に出ることが分かっていたため、申立期間①の国民年金保険料は、母が同年8月までにE金融機関（現在は、F金融機関）又はG銀行（現在は、H銀行）I支店でまとめて納付してくれていた。

私は、申立期間②当時はD職として期限付きで勤務していたため、母は、こまめに勤務期間をメモし、D職として勤務していない期間には、私が家計に入れていたお金から国民年金保険料を近隣の金融機関等で納付してくれており、申立期間②の保険料も、当時勤務していた会社を昭和53年12月に退職してから、次の会社で勤務するようになるまでの間に母が納付してくれた。

途中の期間の国民年金保険料を納付していないならまだしも、国民年金に初めて加入したときである申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母は、昭和53年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年3月にB市C区におい

て払い出されている上、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年2月に行われたものと推認され、加入時期が53年4月頃とする申立内容とは符合せず、56年2月の加入手続時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

なお、申立人が所持する昭和54年1月から同年4月までの期間及び55年3月の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を見ると、いずれも56年2月25日に過年度保険料として納付されていることが確認でき、上記加入手続の状況とも符合することから、申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続を行った時点において、納付が可能な期間の保険料を遡って納付したものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から52年8月まで

私は、昭和43年1月頃、A県B市C区にあった^{いとこ}従姉の事業所に姉と共に住み込みで勤務していたので、同区役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

その後の国民年金保険料は、毎月、私がC区役所で納付し、D県E市に転居後は同市役所で納付していたが、金額については覚えていない。

申立期間当時、実家に帰省したとき、母から「年金は必ず納付するように。」と言われたので、国民年金保険料を納付していることを母に話した記憶がある上、姉は、私がC区役所に出向いて国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月頃、B市C区役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市から転居後のE市において、52年9月9日に払い出されている上、オンライン記録によると、申立人は、同年9月3日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が主張する加入場所及び時期と一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳及びE市から転居後のF県G市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、前述の任意加入被保険者の資格取得日が確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は9年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14139（大阪厚生年金事案 12303 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 1 日から 58 年 8 月 30 日まで
② 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与額より低い額で記録されていたので、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

今回、新たな提出資料は無いものの、標準報酬月額を超える給与を受け取っていたことは間違いなく、前回の結果は納得できないので再度申立てをする。事業所の担当者に改めて聴取を行う等の再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間①及び②当時、申立人と同職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が特に低額であるという事情は見当たらないこと、ii) 同社は、「申立期間当時の賃金台帳は残存していないが、厚生年金保険料については、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」旨回答していること、iii) 申立人が自身と同程度の売上げを上げていたとして名前を挙げた同僚は、「標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているため、標準報酬月額の記録については納得している。」旨陳述していること、iv) 年金事務所の記録において、遡及訂正等の不自然な事務処理の事跡は見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 9

月 16 日付け、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額よりも高額の給与を事業主から支給されていたので、実際の当該給与額に見合った額に訂正してほしいと改めて主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かについて審議の対象としているところであるが、特例法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、厚生年金保険料を源泉控除していたものと認められる場合であり、申立期間①及び②においては、申立人が主張する報酬額に見合った厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立期間①及び②における当時の元同僚 20 人に改めて照会を行ったが、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる陳述又は資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人から、その主張する報酬額に見合った厚生年金保険料が控除されていたとする新たな資料の提出は無く、前回の年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社所有のB事業所で昭和 61 年 9 月 1 日から勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたというはっきりとした記憶は無いが、申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述により、期間は特定できないものの、申立人がA社のB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員の一人は、「当時は試用期間のようなものがあり、3か月後ぐらいに正社員となってから、社会保険に加入するのが一般的だった。」旨陳述している上、複数の元従業員は、「A社では、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。その間の給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨陳述していることを踏まえると、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険の加入記録によると、申立人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者の資格取得日は、それぞれ昭和 61 年 12 月 1 日と記録されているところ、同社において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している前述の元従業員を含む5人に係る雇用保険被保険者の資格取得日を見ると、双方の日付は、いずれも申立人と同日であることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人がB事業所の同僚として名前を挙げた者及び同社の事業主に照会を行ったものの回答が得られず、これらの者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について聴取することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月から23年3月まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社において、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和26年1月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある複数の元従業員が「A社に勤務した期間と同社における厚生年金保険被保険者期間は一致せず、被保険者期間に空白期間がある。」旨陳述しているところ、同人らが陳述する同社の従業員数と同被保険者名簿で確認できる被保険者数に相当数の乖離^{かいり}があることから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

A社B工場における厚生年金保険被保険者期間について、年金事務所から脱退手当金支給済みの期間であるとの回答を受けたが、自身で脱退手当金を請求した記憶は無く、脱退手当金について会社から説明を受けた記憶も無い。

退職後は一度も会社に行っておらず、脱退手当金を受領していないので、申立期間が脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の事業を継承したC社（現在は、D社）が、申立期間当時、同工場では退職する者に対して、脱退手当金に関する説明及び代理による請求手続を行っていた旨回答をしていること、並びに同工場で社会保険事務の担当部課に勤務していたとする同僚が、「会社は退職者に対して脱退手当金の説明を行っていた。会社は脱退することを皆に勧めていたと思うし、当時は多くの方が退職する際に、厚生年金保険を脱退していたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人についても、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和35年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、上記の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、老齢年金の受給権を得るためには厚生年金保険の被保険者期間が20年以上必要であったが、申立人にはA社B工場で被保険者資格を喪失して以降、公的年金の加入歴が無いことから、申立人がその当時において脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで

私は、年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者の加入記録が無いことが分かった。申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本の記録から確認できる同社の所在地及び代表取締役等に照会したが、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送され、回答を得ることができない上、取締役の所在も確認することができないことから、同社の厚生年金保険への加入状況並びに申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚等5人を記憶しているところ、このうち3人は、名字しか記憶していないことから所在を確認することができない上、残りの2人については、名字と合わせて住所を記憶しているが、そのうち1人は、申立人が記憶している住所には居住しておらず、ほかの1人についても、照会したが回答を得ることができないことから、当該同僚等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月
② 平成 16 年 6 月
③ 平成 16 年 12 月

A社B事業所（以下「B事業所」という。）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③に支払われた賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細書は残っていないが、当該期間の賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所から申立期間①、②及び③に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。」と主張している。

しかし、B事業所は、「賃金台帳等の資料が残っていないため、申立期間①、②及び③において、申立人に支払った賞与額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している。

また、申立期間①に係る資料として申立人から提出された市民税・県民税納税通知書兼税額変更通知書を検証したところ、同通知書に記載された平成 15 年の社会保険料控除額は、オンライン記録に見合う社会保険料控除額の合計額より低額であることから、同通知書により、申立期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間②及び③の申立人に係る課税状況について、C市D事務センターに照会したが、同センターは、「保存期限が満了しているため、申立人の申立期間②及び③の課税資料は保存していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月頃から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 10 日から同年 9 月頃まで

私は、昭和 34 年 10 月頃に A 社 B 事業所に臨時社員として入社した。当時、臨時社員の契約期間は 2 か月であったが、当該契約の更新を繰り返し、35 年 9 月頃まで勤務していた。しかし、年金記録は同年 5 月 1 日から同年 7 月 10 日までしかないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人を記憶する複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、A 社 B 事業所に臨時社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、「臨時社員については、当社が保管する昭和 35 年の社内文書には、同年 5 月 1 日から厚生年金保険に加入させる旨記載が有ることから、同日より前は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと思われる。」と回答している。

また、A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、同社は、申立人の被保険者の資格取得日を昭和 35 年 5 月 1 日として届け出ている上、同通知書には、C 社会保険出張所（当時）の同年 5 月 16 日付けの受付印が確認できる。

さらに、申立人と同様に「昭和 34 年 10 月頃に A 社 B 事業所に臨時社員として入社した。」と陳述している複数の元同僚の A 社 B 事業所における資格取得日は、いずれも昭和 35 年 5 月 1 日となっている上、そのうち一人は、「申立期間①当時、A 社 B 事業所では、臨時社員は厚生年金保険に加入しない取扱いであった。」旨陳述している。

2 申立期間②について、A社は、「申立人の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。」と回答している。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社は、申立人の被保険者の資格喪失日を昭和35年7月10日として届け出ている上、同通知書には、C社会保険出張所の同年8月1日付けの受付印が確認できる。

さらに、複数の元同僚に照会したものの、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、具体的な陳述は得られなかった。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A事業所には昭和 54 年 3 月 31 日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 3 月 31 日になっている。

調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金辞令、同僚から提出されたA事業所旧職員名簿及び複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況については不明である。」と回答している上、申立期間当時の経理事務担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 16 日
② 平成 17 年 7 月 20 日
③ 平成 17 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 12 月 17 日
⑤ 平成 20 年 7 月 16 日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与について、「手渡しで支給されていた。」としているところ、複数の同僚は、「当時、賞与の支払方法には銀行振込みと手渡しの2種類があったが、手渡しで支給された賞与は万単位の端数の無い額であったので、賞与から厚生年金保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないことから、申立人が手渡しで支給されたとする賞与からの保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額等を基に算出した平成 16 年、17 年、19 年及び 20 年の社会保険料控除額は、申立人から提出された当該期間の確定申告書（控え）又は源泉徴収票に記載された社会保険料控除額を超えていることから、申立期間に係る賞与の厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 19 年に A 社に入社し、召集令状により入隊したが、復員後の 21 年の終わり頃又は 22 年の初め頃に同社に復職し、B 県 C 村（現在は、D 市）にあった事業所勤務となった。24 年頃には同社の E 本店に転勤となり、その後も同社で勤務していた。

ところが、夫の厚生年金保険の加入記録を見ると、申立期間前後の期間は A 社で記録が有るにもかかわらず、申立期間の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

「A 社史」（昭和 25 年発行）の記載内容及び A 社から提出された申立人に係る人事記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までの期間、同社の F 事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社 F 事業所が行っていた G 事業は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用業種に該当しない上、日本年金機構 H 事務センターから提出された I 地域の事業所整理記号番号払出簿（昭和 27 年頃まで使用されていた名簿）においても、同社の F 事業所及び類似の名称の事業所は記載されていないことから、同社同事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、A 社は、「申立期間当時の資料が無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況については、不明である。」と回答している。

さらに、前述の「A 社史」において、A 社 F 事業所の従業員として写真によ

り紹介されている同僚7人（申立人を除く。）については、死亡又は連絡先が不明であり、陳述を得ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該7人のうち、被保険者記録が確認できるのは背広姿の同僚1人のみであり、ほかの6人については、申立期間に係る被保険者記録が確認できない。

加えて、前述の申立人に係る人事記録を見ると、申立人は、A社に昭和21年11月1日に復職していることが確認できるところ、申立人の妻は、「夫は、昭和20年の終わり頃に復員したが、A社に復職したのは21年の終わり頃又は22年の初め頃であった。」と陳述しており、当該人事記録と符合していることから、申立人は、申立期間のうち、同日までは同社に勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から同年7月1日まで
② 平成元年7月1日から4年10月16日まで

A社及びB社において勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。

A社及びB社は実質的に同一会社であったが、当時、65万円ないし70万円程度の給与が支給されており、厚生年金保険料も給与支給額に見合う金額が控除されていた。

給与支給額が確認できる給与振込先預金口座の預金通帳を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込先預金口座に係る預金通帳及び雇用保険の離職時賃金日額により、申立期間①及び②における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を大部分の期間において上回っていたことが認められる。

しかし、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、役員のうち唯一連絡先の判明した代表取締役にも照会したものの回答を得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除の状況等を確認することができない。

また、申立期間①及び②並びにその前後おおむね2年以内にA社及びB社において被保険者記録の有る同僚115人のうち、連絡先の判明した81人に対して照会し、36人から回答を得たものの、申立人の申立期間①及び②における給与からオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

さらに、申立人から平成3年8月分及び同年12月分の給与明細書として提出された資料（以下「給与明細書」という。）によると、厚生年金保険料等の控除項目の記載は確認できないが、当該給与明細書における給与支給総額と前述の預金通帳により確認できる給与振込額（手取額）の差額は、両月とも、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料と健康保険料及び給与支給額に見合う雇用保険料と源泉所得税の合計額とおおむね一致していることから、申立人に係る当該月の給与から、オンライン記録の標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

加えて、A社及びB社において、申立人と同職種かつ同職位であった者の標準報酬月額を見ると、ほとんどの期間は申立人よりも低額となっている上、オンライン記録においても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14150（兵庫厚生年金事案 2476 及び 3765 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 7 月 3 日から A 社において B 職として働いていたのに、厚生年金保険の被保険者記録では 62 年 11 月 2 日に資格を取得したこととなっており、勤務開始当初の被保険者記録が欠落していると申し立てたが、当該期間の被保険者記録を認めることができないとして、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時）（以下「兵庫委員会」という。）から、再度の通知があったが納得できない。

今回、申立期間の給料袋及び出勤表兼給料支払明細書を新たな資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) A 社は、「昭和 39 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所になった時からの被保険者資格取得確認通知書を全て保管しているが、申立人については、62 年 11 月 2 日に新規に被保険者資格を取得している。」と回答していること、ii) 同事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者記録の始期は、昭和 62 年 11 月 2 日であり、オンライン記録と一致することなどから、既に兵庫委員会での決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 12 月 20 日付けで、通知が行われている。

2 その後、申立人は、新たな資料等はないものの、間違いなく昭和 59 年 7 月 3 日から A 社で勤務していたので、前述の通知は納得できないと主張して、再度申立てを行ったが、申立人の当該主張は、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に兵庫委員会での決定に基づき年金記

録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年7月11日付けで、通知が行われている。

- 3 今回の再々申立てにあたり、申立人は、「新たな資料として、申立期間の一部に係る給料袋（昭和60年3月分及び同年10月分を除く、59年9月分から61年3月分まで）と出勤表兼給料支払明細書（昭和59年10月分、60年1月分、同年2月分、同年7月分、同年8月分及び61年12月分）を提出するので調査してほしい。」と主張しているところ、当該資料及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間にA社においてB職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から新たな資料として提出された給料袋の支給額及び厚生年金保険料欄は全て空白である上、出勤表兼給料支払明細書の厚生年金保険料欄は全て「0」又は空白となっており、当該資料からは、保険料が控除されていた形跡は見当たらない。

また、A社は、再度の照会に対し、「当時、短期で退職する者が多く、保険料負担がかさむことから、勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。加入を希望した場合は、勤務の状況を見て加入させるか選別していた。加入させるまでの保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚16人のうち、所在が判明した13人及び申立人から提出された給料袋に名字の記載がある元同僚1人に照会したところ、7人から回答があり、複数の者は、「私の勤務開始時期と厚生年金保険の加入時期は一致していない。」と陳述し、うち1人は、「厚生年金保険に加入していない期間については、保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回、申立人から提出された新たな資料は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。